

平成 30 年 2 月 26 日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
代表者名 CEO 兼執行役社長 渡邊 国夫
(管理会社コード 13064)
問い合わせ先 商品企画部長 渡部 昭裕
TEL(03)3241-9511

「NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信」

約款変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

「NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信」（銘柄コード：1323）の約款変更について下記の通り決定いたしましたのでご連絡致します。

謹白

<記>

[投資信託約款変更に係る上場 ETF の名称]

NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信

[変更の内容]

追加設定および一部解約に係る申込口数を、「100 万口以上」から「50 万口以上かつ 50 万口の整数倍」に、それぞれ変更します。(次頁の「新旧対照表」をご参照ください。)

[変更の理由]

運用状況および投資家の利便性等を勘案し、変更するものです。

[約款変更と書面決議の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行っていません。

[変更の日程]

平成 30 年 3 月 28 日 内閣総理大臣への約款変更の届出日

平成 30 年 3 月 29 日 約款変更日

[当該投資信託約款変更に係る新旧対照表]

下線部 _____ は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、平成 20 年 7 月 29 日以降、第 13 条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数の受益権を、取得申込受付日の前営業日（以下「取得申込日」といいます。）の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、別に定める率を乗じて得た価額（以下本条および第 33 条において「販売基準価額」といいます。）とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。 ②～④ <略></p> <p>(信託の一部解約) 第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者が別に定める時限までに、委託者が別に定める一定口数の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。 ②～⑧ <略></p> <p>(付表)</p> <p>1. ～3. <略> 4. 約款第 12 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>50 万口以上かつ 50 万口の整数倍</u>」とします。 5. ～8. <略> 9. 約款第 45 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>50 万口以上かつ 50 万口の整数倍</u>」とします。 10. ～11. <略></p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、平成 20 年 7 月 29 日以降、第 13 条の規定により分割される委託者が別に定める一定口数 <u>以上</u> の受益権を、取得申込受付日の前営業日（以下「取得申込日」といいます。）の委託者が別に定める時限までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、別に定める率を乗じて得た価額（以下本条および第 33 条において「販売基準価額」といいます。）とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。 ②～④ <同左></p> <p>(信託の一部解約) 第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者が別に定める時限までに、委託者が別に定める一定口数 <u>以上</u> の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。 ②～⑧ <同左></p> <p>(付表)</p> <p>1. ～3. <同左> 4. 約款第 12 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>100 万口</u>」とします。 5. ～8. <同左> 9. 約款第 45 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>100 万口</u>」とします。 10. ～11. <同左></p>

以上